

自動車税納税通知書用封筒広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良県が発付する自動車税納税通知書用封筒の裏面に掲載する広告（以下「広告」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告内容の制限)

第2条 次のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反している広告又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反している広告又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のある広告
- (4) 意見広告
- (5) 個人の氏名広告
- (6) 誇大又は虚偽広告のおそれがあるもの
- (7) 公共性、品位及び税務行政への信頼を損なうおそれのあるもの
- (8) その他、自動車税納税通知書の封筒に掲載する広告として適当でないと知事が認めるもの

(広告の申込み)

第3条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、自動車税納税通知書封筒広告掲載申込書（別記第1号様式。以下「広告掲載申込書」という。）を知事に提出するものとする。

(広告主の選定)

第4条 知事は、広告掲載希望者及び広告内容が、自動車税納税通知書の封筒に掲載するものとして適当であると認められるもののうち、広告申込価格が最も高いものを広告主として選定する。

2 最高価格の広報掲載希望者が2者以上のときは、くじにより決定する。

(広告主への通知等)

第5条 知事は、広告主を決定したときは、広告主決定通知書（別記第2号様式）により広告主に通知するとともに、速やかに当該広告主と自動車税納税通知書広告掲載契約を締結する。

(広告原稿の提出等)

第6条 広告主は、掲載しようとする広告について、別に定める日までに、知事に広告の原稿を提出しなければならない。

2 広告には、次の事項について明確に表示しなければならない。

- (1) 広告主の名称及び連絡先
- (2) 上部に縦0.8cm×横1.8cm以上の大きさの「

広 告

」の表示

(広告内容の承認)

第7条 広告主は、掲載しようとする自動車税納税通知書封筒広告について、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、広告内容を承認したときは、広告内容承認通知書（別記第3号様式）により広告主に通知する。

(広告審査会)

第8条 自動車税納税通知書用封筒への広告掲載を適正に執行するため、自動車税納税通知書広告審査会（以下「広告審査会」という。）を設ける。

2 広告審査会は、総務部総務課長、広報広聴課長、税務課長をもって構成する。

3 広告審査会は、必要があると認めるときは、関係部局の職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、自動車税納税通知書封筒広告に関し必要な事項は、別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成18年12月1日から施行し、平成19年度分の広告から適用する。

この要綱は、平成29年12月1日から施行し、平成30年度分の広告から適用する。

この要綱は、令和元年12月6日から施行し、令和2年度分の広告から適用する。

この要綱は、令和4年7月15日から施行し、令和5年度分の広告から適用する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和9年度分の広告から適用する。

広告掲載基準

1 趣旨

この基準は、掲載しない広告の詳細について、自動車税納税通知書用封筒広告掲載要綱第9条の規定に基づき定めるものである。

2 広告主の範囲

広告主は、次のいずれにも該当しない団体とする。

ア 県税に滞納があるもの

イ 県の指名停止措置を受けているもの、又は県の指名停止要綱に該当する行為を行ったもの

ウ その他、広告掲載業種又は業者として適当でないもの

※ア、イについては、申込み時点において、それぞれに該当するものではないこと。

<例>

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの
- ・消費者金融・高利貸しに係るもの
- ・ギャンブルに係るもの（宝くじ及び公営競技（競輪等）を除く）
- ・法律の定めのない医療類似行為を行うもの

3 掲載しない広告

掲載しない広告は、自動車税納税通知書用封筒広告掲載要綱第2条第1号から第8号までに掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) みだりに他社の製品等を誹謗・中傷したり、自社の優越性を誇示して適正な競争性を阻害することを意図する広告（不当表示）
- (2) 当該広告の内容を県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現を含む広告
- (3) 上記(1)、(2)のほか消費者が誤認するような表現を含む広告
- (4) 法律で禁止されている商品、無許可商品、粗悪品などの不適切な商品やサービスを提供するための広告
- (5) 射幸心をあおる表現を含む広告
- (6) 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現を含む広告
- (7) 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現を含む広告
- (8) その他、広告審査会が、納税通知書用封筒に当該広告を掲載した場合に、行政への信用性と信頼性を損なうおそれがあるため適当でないと認めるもの